

見本市等の出展費用の一部を助成します!

見本市等出展助成金事業

本事業は、販路拡大に取り組む当所会員事業所に対し、国内で開催される見本市等に要する経費の一部を助成することにより、当所会員事業所の更なる経営安定を図り、振興に寄与することを目的とする『見本市等出展助成金事業』を実施しております。

令和2年度から、新型コロナ対策として、オンラインでの開催出展参加料も対象といたします。
是非ご活用ください。

●助成の対象

当会議所の会員で、当該年度の会費を納入している事業所。

●助成対象事業

- ・国または地方公共団体及びこれに準ずる機関が主催・共催または後援し、国内で当該年度内に開催される「見本市」・「展示会」・「商談会」であること。
- ・物産展など販売が主目的とするものではないこと。

●助成対象経費

出展に要する下記の経費であること。

出展料（小間料）、装飾、設備工事費、運搬費、通信費、印刷製本費、借料、損料、自社出展物の保険料、旅費、宿泊費

※上記以外の飲食費・人件費・試作品作成費等は助成対象外とする。

●助成率・助成限度額

助成対象経費の **2分の1以内** で、1事業所につき **年間5万円を上限** とする。

※同一年度内に助成限度額の範囲内であれば複数申請可

●助成金交付の流れ

- ①【会員】助成金申請書（様式第1号）の提出※(注1)
- ②【会議所】審査
- ③【会議所】助成金交付決定の通知（様式第2号）※(注2)
- ④【会員】見本市等出展
- ⑤【会員】助成事業完了報告書（様式第4号）
助成金請求書（様式第5号）の提出※(注3)
- ⑥【会議所】審査
- ⑦【会議所】助成金確定の通知（様式第6号）
- ⑧【会議所】助成金交付



※(注1)助成金申請書の受付期間は、見本市等が開催される10日前までとする。なお、当該年度内に開催される「見本市」・「展示会」・「商談会」の申請受付締切りは、1月末日迄とする。

※(注2)助成認定通知後、会員が助成内容を変更しようとするときは、変更・取消申請書（様式第3号）を提出しなければならない。

※(注3)助成事業完了報告書及び助成金請求書は、見本市等終了後2週間以内とする。

※申請書は、当所ホームページからダウンロードできます。

お問合せ先：会津若松商工会議所経営サービス部

TEL：0242-27-1212 | FAX：0242-27-1207 URL：<http://www.aizu-cci.or.jp>